

区民各位

下兵庫区長 野村 潮司

坂井市産業政策部農業振興課地籍調査室

室 長 田島 康亨

(公印省略)

## 地籍調査事業説明会のご案内

区民の皆様におかれましては、ますますご活躍のこととお喜び申し上げます。  
つきましては、地籍調査事業の説明会を下記のとおり開催いたしますので、  
お忙しいこととは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席くださるようお願いいたします。

なお、この事業の趣旨を理解し当地区の地籍調査を実施するに当り、区民全員の同意が必要になりますので申し添えます。

### 記

1. 日 時 令和5年7月7日(日) 午前19時00分より
2. 場 所 下兵庫区民会館
3. 出席者 坂井市産業政策部農業振興課地籍調査室

## 下兵庫地区 地籍調査事業について

### 地籍調査とは

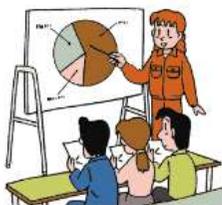
土地に関する記録として広く利用されている登記簿や公図などは、明治時代の地租改正事業によって作られた地図（字限図）を基礎としており、当時の測量技術のレベルの低さや、その後の管理が十分でなかったこともあって、土地の形状や面積が現地と異なるもの、登記簿上残っているが現地に無いものなど、現地の実態と大きく異なっている場合がよくあります。地籍調査はこれらの不備欠陥を補正し、国土の実態を正確に把握するために行われるものです。

※YouTube の検索機能で「一目瞭然地籍調査」と検索すると、地籍調査の動画を視聴できます。

### 地籍調査のスケジュール（案）

#### ① 住民への説明会 （令和 5 年度）

調査に先立って、住民への説明会を実施します。



#### ② 一筆地調査 （令和 6・7 年度）

一筆ごとの土地について、土地所有者等の立会などにより、所有者、地番、境界等を調査します。



#### ③ 地籍測量 （令和 7 年度）

測量の基礎となる基準点を設置し、一筆地調査で確認した土地の境界の測量を行います。



#### ④ 成果の閲覧・確認 （令和 8 年度）

地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。



#### ⑤ 登記所へ送付 （令和 9 年度）

登記所では、土地登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。

